

公益社団法人徳島被害者支援センター定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 会員（第7条－第13条）
- 第3章 社員総会（第14条－第20条）
- 第4章 役員等（第21条－第28条）
- 第5章 理事会（第29条－第35条）
- 第6章 資産及び会計（第36条－第41条）
- 第7章 定款の変更及び解散（第42条－第45条）
- 第8章 事務局（第46条）
- 第9章 遵守事項（第47条－第48条）
- 第10章 情報公開及び個人情報の保護（第49条－第51条）
- 第11章 雜則（第52条）
 - 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 当法人は、公益社団法人徳島被害者支援センターと称する。

（主たる事務所の所在地）

第2条 当法人は、主たる事務所を徳島県徳島市に置く。

（目的）

第3条 当法人は、犯罪、事故、災害等（以下「犯罪等」という。）による被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対して精神的支援その他の各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的とする。

（事業）

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被害者等に対する電話相談及び面接相談事業
- (2) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者の裁定申請手続の補助に関する事業
- (3) 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等への直接的支援に関する事業

- (4) 被害者等に対する支援の必要性に関する広報及び啓発活動に関する事業
- (5) 関係機関・団体等との連携による被害者等の援助事業
- (6) 被害者支援ボランティアの養成及び研修に関する事業
- (7) 被害者等の実態に関する調査及び研究に関する事業
- (8) 被害者自立グループへの支援に関する事業
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(会員の資格の取得)

第8条 当法人の正会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員となる。

2 賛助会員の資格の得喪その他の必要な事項は、理事会において別に定める。

(会費の負担)

第9条 正会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になつた時及び毎年、社員総会において別に定める金額の会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 正会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該正会員を除名することができる。

- (1) 法令又は本定款に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、正会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。

(拠出金品の不返還)

第13条 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び財産目録並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 当法人の運営に関する重要な事項
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長又は理事長が指名した者が当たる。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 合併
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設置等)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第28条 当法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 顧問は、理事長の諮問に応じて、意見を述べるとともに、必要な助言を行うものとする。
- 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- (議長)

第32条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事長等の職務執行状況の報告)

第34条 一般法人法第91条第2項の規定による理事長及び専務理事の自己の職務の執行状況の理事会への報告は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上行うものとする。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(財産の管理)

第36条 当法人の財産は、理事長が運用・管理し、その方法は、理事長が理事会の決議を

経て別に定める。

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第49条第1項第14号の書類に記載するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承認する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第46条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、センター長及び所要の職員を置く。
- 3 センター長及びその他の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第9章 遵守事項

(法令等の遵守)

第47条 役員及び職員（以下「役員等」という。）は、法令及び本定款の規定を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第48条 役員等は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(備え付け簿冊及び書類)

第49条 当法人の主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならぬ。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (7) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (8) 貸借対照表
- (9) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (10) 財産目録
- (11) 事業報告
- (12) 附属明細書
- (13) 監査報告書
- (14) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (15) 役員等に対する報酬等の支給基準

(16) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによる。この場合において、
謄写に関する費用については、理事会において別に定めるところにより、請求者から弁
償を受けるものとする。

(情報公開)

第50条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務
資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第51条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護について必要な措置を講ずるものとす
る。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 雜則

(委任)

第52条 本定款に定めるもののほか、当法人の事業を遂行するために必要な事項は、理事
長が理事会の決議により別に定める。

附則

本定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49
号）第4条に定める行政庁の認定の効力が発生する日から施行する。

附則

この定款は、平成29年9月11日から施行する。